

地方自治法の一部を改正する法律案に対する 指定都市市長会会長職務代理コメント

今般、地方自治法の一部を改正する法律案が明らかになった。

法改正によって、指定都市制度の新たな枠組みが示され、さまざまな選択ができるようになることは前進であると考えている。

地方の行政運営・組織運営や、地方自治体間における課題解決は、地方が自主的・自立的に取り組むべき事柄であり、法改正に当たっては、当事者である指定都市に対して、時間をかけ丁寧で十分な情報提供と説明を行うべきものである。

今後、指定都市の根幹に関わるような地方自治法の改正に際しては、地方の実態を踏まえたものとなるよう、指定都市の意見を十分に聴取しながら進めていただきたい。

平成 26 年 2 月 24 日
指定都市市長会会長職務代理
上田 文雄